

インド愛知デスク ニュース

◆◇2019 年 Sabka Vishwas 紛争解決制度◇◆

2019 年 8 月

2019 年 Sabka Vishwas 紛争解決制度

インド政府は 2019 年財政法において 2019 年 Sabka Vishwas 紛争解決制度を発表した。また、2019 年 8 月 21 日に同制度の細則（2019 年 Sabka Vishwas 紛争解決制度細則）を発表し、期限、申請用紙、運用方法を公表した。同細則は 2019 年 9 月 1 日から適用される。本制度は GST 導入前の物品税、サービス税法の下での未解決の税務調査・訴訟に対して緩和措置を提供するものである。また、未開示の税金に関して、罰金や訴追なしに未納額を開示し、支払うことができる。本ニュースレターでは同制度の実施手順を説明する。

1. 手続き

A. 申請方法

申請者は、間接税及び関税に関する中央委員会（CBIC）の WEB サイト（<https://cbic-gst.gov.in>）にて既定の申請用紙（Form SVLDRS-1）をオンラインで 2019 年 12 月 31 日までに提出する。申請用紙を提出後、受領番号が申請者に対して自動生成される。

B. 税務当局の指定委員会による確認と最終納税額の通知

税務当局の指定委員会（Designated Committee）は申請書類を確認し、申請書類の受領から 60 日以内に納税額を記載した最終通知書（Form SVLDRS-3）をオンラインで発行する。指定委員会は最終通知書の発行から 30 日以内であれば、計算ミス等を修正することが出来る。

C. 指定委員会と申請者の認識の相違

指定委員会と申請者の納税額が相違している場合、指定委員会は申請書類の受領後 30 日以内に暫定通知書（Form SVLDRS-2）を発行する。暫定通知書には指定委員会の認識する暫定納付額が記載され、申請者にヒアリングの機会が付与される。

D. 暫定通知書に対する申請者の対応

申請者は Form SVLDRS-2A を提出し、暫定納税額に対する同意・不同意の意向を示したり、ヒアリングの機会を放棄したり、延期を求めたりすることができる。指定委員会が申請者から延期申請を受領した場合、Form SVLDRS-2B を発行し、延期を承認する。

E. 未納額の支払い

申請者は指定委員会の発行した最終通知書の受領から 30 日以内に同通知書に記載の未納額を支払う必要がある。また、申請者が高等裁判所や最高裁判所に対して上訴している場合、その上訴に対する取り下げ証明書を添付する。

F. 支払証明書の発行

指定委員会は、申請者による最終決定額の支払い（もし高裁、最高裁へ上訴している場合、上訴取り下げ証明書取得）後 30 日以内に支払証明書（Form SVLDRS-4）を発行する。支払証明書を受領後、該当する税務調査・税務訴訟に関して更なる罰則、罰金、追加課税、訴追を受けることはない。

2. 2019 年 Sabka Vishwas 紛争解決制度における緩和措置

A. 緩和措置

同制度における緩和措置は以下の通りである。同制度を利用した場合、自主開示を除き、追徴額の 40% から 70% の緩和措置を受けることができる。また、同係争事案に関する遅延利息、罰金、訴追手続きは免責される。

Sr. No.	項目	追徴額	緩和措置
1	通知（Show Cause Nortice） / 訴訟- 税金関連	INR 500 万ルピー以下	70%
		INR 500 万ルピー超	50%
2	通知（Show Cause Nortice） / 訴訟- 遅延利息、罰則のみ	-	全額
3	延滞金	INR 500 万ルピー以下	60%
		INR 500 万ルピー超	40%
4	質問、調査、監査	INR 500 万ルピー以下	70%
		INR 500 万ルピー超	50%
5	自主開示	開示額	NA

B. 留意点

- 税務調査又は税務訴訟の間に支払ったデポジットは、同制度において税務当局から通知された最終納税額から控除される。
- そのデポジットが未納額を上回っていた場合、申請者はそのデポジットに対する還付を受けることができない。
- 最終通知書の未納額に対して税額控除を適用することはできない。

3. 緩和措置の適用対象外のケース

- 2019 年 6 月 30 日以前に、不服申立て、上訴（appeal）に関する最終ヒアリングが終了している場合。
- インドの法律の下、有罪判決を受けている者。

- 2019年6月30日以前に当局からの通知（Show Cause Notice）が発行され、最終ヒアリングが終了している場合。
- 2019年6月30日以前に質問、調査、監査の対象になっており、追徴額が決まっていない場合。
- 質問、調査、監査を受け、税務申告書を当局に提出し、自主開示を行ったが、まだ未納の場合。
- 調停委員会に申請された場合。
- 1944年中央物品税法に規定の物品税対象商品に該当する場合。

4. 最後に

インド政府が本制度を通じて過去の間接税の係争事案の解決に積極的に取り組んでいることがうかがえる。本制度の利用により係争中の追徴額が緩和され、かつその追徴額に関する罰金、遅延利息が免除される。一方で、正当な根拠なしに税務当局から更正通知を受領した場合、係争を継続すべきと判断する可能性がある。本制度の申請期限は2019年12月末のため、それまでに会社として同制度を活用するか否かの方針を決める必要がある。

インド愛知デスク ニュース

執筆

荒木 基晃（あらき もとあき）

MBA、USCPA

2018 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インドニアに出向、ジャパンデスクを担当。

愛知県田原市出身。

Motoaki.araki@in.gt.com

グラントソントン・インドニア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。加えて、農業分野の専門チームが所属し、世界銀行、インド食品加工省、インド農業省、複数の州の農業プロジェクトの支援実績あり。インド国内 13 都市 15 事務所、約 4,000 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◇

インド愛知デスク ニュース

■発行元

2019 年度インド愛知デスク運營業務受託者：松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号 朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com